

# 依頼と禁止の表現について —日本語コミュニケーション教育を視野に入れた基礎研究—

伊藤 俊一

情報教育講座

## Discussion about Usage of Japanese Expression for Request and Prohibition

Toshikazu ITO

*Department of Information Sciences, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan*

### 1. はじめに

日本語において、特定の行動を取ることを相手に依頼するために用いられる依頼表現、あるいは、相手が特定の行動を取ることを禁止するために用いられる禁止表現にはさまざまなバリエーションが存在する。

依頼すること、あるいは、禁止することは、多かれ少なかれ相手に対して話し手の意図する通りに行動することを強いる性質を持つものである。それゆえに、いくらかの負担を相手に対して与えるものであり、相手との円滑なコミュニケーションを保つためには、表現に配慮することの必要性が他の場面と比較してもより高いことが考えられる。

特に、日本語に熟達していない者にとっては、どのような文脈においてどのような依頼表現・禁止表現を用いることが適切なのかを判断するための簡潔で分かりやすい指針の存在が望まれるところではあるが、現状においては、文脈とそれにふさわしい依頼表現・禁止表現との間の関係は必ずしも十分に明らかにされているわけではない。そもそも、依頼表現・禁止表現の選択には多様な文脈情報の中のどの部分が関わっているのかということについても、現状では、十分な解明がなされているとは言いがたい。このような状況を考えると、日本語コミュニケーション教育における基礎研究として、文脈と依頼表現・禁止表現との間の関係を明らかにするための研究をさらに推し進めることが重要であると言える。

岡本（1988）は、依頼がどのような表現を用いてなされるかを規定する要因を、大まかに次のようにまとめている。

1. 話し手の属性
2. 話し手と相手との関係
3. 特定の依頼に関連する事項についての話し手の

### 認知

- A. 依頼自体の性質
- B. 話し手が何が必要かについて相手が知っているかどうか
- C. 相手が依頼を履行する可能性・障害

さらに、岡本（1990）では、話し手と相手との関係において、相手が上位になるほど敬語のレベルが上がること、直接的な表現が減ずることを指摘している。また、話し手と相手との関係とは別に、依頼自体の性質においても、相手に課される「コストが上がると直接形から間接形、間接形の中でも肯定疑問形（—てくれる、一もらえますか、一て頂けますか等）よりは否定疑問形（—してくれない、一もらえませんか、一願えないでしょうか等）、願望を表す形（—たいんだけど、—たいのですが等）が順に多くなっていく傾向が窺われる」（岡本、1990）と指摘している。そして、これらのこととまとめて、「コストによる表現の使い分けと相手による使い分けには重なり合う部分もあるが、前者には間接化、後者には敬語の使用が関与する度合いが多いことが示唆される」（岡本、1990）と論じている。

これらの研究が日常的な会話場面において話し手が相手に向けて発する表現を主な対象としているのに対して、本研究では、娯楽施設・イベント等で文書によって告知される「注意事項」を対象とし、それらの中に現れる依頼事項・禁止事項が持つ属性と、それらにとってふさわしい依頼表現・禁止表現との関係を、特に依頼・禁止の文末表現に着目しながら、明らかにすることを目的とする。

テーマパークのような娯楽施設、あるいは、音楽フェスのようなイベントにおいては、通常、主催者の側から来場者に向けて「注意事項」が文書によって事前に告知される。それらの「注意事項」は、一般的に、主

催者が来場者に取ってほしい行動（依頼事項）と取ってほしくない行動（禁止事項）のリストを箇条書きにまとめたものとして構成されている。

娯楽施設・イベント等で文書によって事前に告知される「注意事項」のそれぞれの項目においては定型的な表現が多用される傾向が強く、特に文末に用いられる表現は多くの「注意事項」において共通していると言える。「注意事項」において依頼を表す定型的な文末表現としては、「一してください」、「一するようご配慮ください」、「一していただきます」、「一しましょう」、「一するようお願いします」などが挙げられる。「注意事項」において禁止を表す定型的な文末表現としては、「一することは禁止します」、「一することはお断りします」、「一することはできません」、「一することはおやめください」、「一することはご遠慮ください」などが挙げられる。

このように「注意事項」における依頼表現・禁止表現には定型的な文末表現が多用される一方で、しかしながら、どの依頼事項・禁止事項に対しても全ての定型的な文末表現を同等に使いまわすことが可能なわけではないことは経験的にも想像できることであろう。例えば、「手荷物がある場合、1000円のクローケを使っています。」と「水分補給をしっかりしましょう。」は、「注意事項」という文脈のもとでは、いずれも自然な依頼表現として受け入れられそうである。一方で、「手荷物がある場合、1000円のクローケを使いましょう。」あるいは、「水分補給をしっかりしていただきます。」という表現には違和感を覚える者もいるだろう。

本研究では、娯楽施設・イベント等の「注意事項」の中に現れる比較的バリエーションが少なく定型的であると考えられる表現の中から、依頼事項・禁止事項の持つ属性に合わせて、ふさわしい文末表現がどのように選ばれて、依頼表現・禁止表現が成立するのかを実験的手法を用いて考察する。

娯楽施設・イベント等の「注意事項」においては、日常的な会話場面で行なわれる依頼・禁止と比較すると、話し手と相手との関係が明確であり、かつ、一定であると言える。すなわち、「注意事項」を告知するのは常に主催者であり、入場料を受け取って相応のサービスを提供する側である。「注意事項」を告知される相手は来場者であり、入場料を支払って相応のサービスを受ける側である。このような関係が一定に保たれた状況下で依頼・禁止がなされるため、依頼がどのような表現によってなされるかを規定する要因のうち岡本（1988）が挙げている「1. 話し手の属性」、「2. 話し手と相手との関係」を一定に統制した上で、依頼事項・禁止事項自体の持つ属性が依頼表現・禁止表現のふさわしさに及ぼす影響をより鮮明に検出することができるだろうと考える。

## 2. 方法

### 【実験参加者】

大学生、計52名であった。

### 【材料】

#### 依頼事項・禁止事項

テーマパークおよび音楽フェスで来場者に向けて文書によって告知されている「注意事項」を収集した。収集元となったテーマパークおよび音楽フェスは以下のとおりである。

#### ・テーマパーク：

東京ディズニーリゾート  
ユニバーサルスタジオジャパン

#### ・音楽フェス：

SUMMER SONIC  
SWEET LOVE SHOWER  
FREEDOM NAGOYA

これらのテーマパークおよび音楽フェスで来場者に向けて文書によって告知されている「注意事項」の中から、依頼事項に該当するものを20種類、禁止事項に該当するものを20種類、それぞれ抽出し、本実験の対象とした。対象とした依頼事項・禁止事項のリストはAppendixにまとめて示す。

#### 依頼表現・禁止表現

依頼事項・禁止事項のそれを来場者に向けて告知する際に使用される文末表現として、依頼の文末表現5種類、禁止の文末表現5種類をそれぞれ本実験の対象とした。

#### ・依頼の文末表現：

一してください  
一するようご配慮ください  
一していただきます  
一しましょう  
一するようお願いします

#### ・禁止の文末表現：

一することは禁止します  
一することはお断りします  
一することはできません  
一することはおやめください  
一することはご遠慮ください

依頼事項20種類の文末に依頼の文末表現5種類を付加することによって、それぞれの依頼事項を告げる依頼表現5種類を作成した。

#### ・依頼事項「所定の喫煙所にて喫煙すること」（例）を告げる5種類の依頼表現：

所定の喫煙所にて喫煙してください。  
所定の喫煙所にて喫煙するようご配慮ください。  
所定の喫煙所にて喫煙していただきます。  
所定の喫煙所にて喫煙しましょう。

所定の喫煙所にて喫煙するようお願ひいたします。

同様に、禁止事項20種類の文末に禁止の文末表現5種類を付加することによって、それぞれの禁止事項を告げる禁止表現5種類を作成した。

- ・禁止事項「違法駐車や路上駐車をしないこと」（例）を告げる5種類の禁止表現：

違法駐車や路上駐車は禁止します。

違法駐車や路上駐車はお断りします。

違法駐車や路上駐車はできません。

違法駐車や路上駐車はおやめください。

違法駐車や路上駐車はご遠慮ください。

#### 【質問紙】

「依頼事項・禁止事項に関する質問」および「依頼表現・禁止表現に関する質問」をそれぞれ作成し、それらに対して実験参加者が評定尺度を用いて回答するための質問紙を用意した。

#### 依頼事項・禁止事項に関する質問

依頼事項20種類、禁止事項20種類を質問の対象とし、どの程度そう思うかを5段階で評定させる形式の6つの質問項目を次の通り用意した。

来場者にはその注意事項に従うべき義務がある

主催者には来場者をその注意事項に従わせる権利がある

来場者がその注意事項に従うことは公共の利益になる

来場者がその注意事項に従うことは主催者の利益になる

来場者がその注意事項に従うことは来場者自身の利益になる

その注意事項に従うことは来場者にとって負担である

以下では、これら6つの質問項目を上から順にそれぞれ

「義務性」「正当性」「公共の利益」

「主催者の利益」「来場者の利益」

「来場者のコスト」

と呼ぶこととする。

評定尺度は、

「1：全くそう思わない」「2：そう思わない」

「3：どちらともいえない」「4：そう思う」

「5：とてもそう思う」

とした。

#### 依頼表現・禁止表現に関する質問

それぞれの依頼表現・禁止表現について、どの程度そう思うかを5段階で評定させる形式の3つの質問項目を次の通り用意した。

言い方が不自然である

言い方が来場者に対して失礼である

言い方が来場者に威圧感を与える

以下では、これら3つの質問項目を上から順にそれぞれ

「不自然さ」「失礼さ」「威圧感」と呼ぶこととする。

評定尺度は、

「1：全くそう思わない」「2：そう思わない」

「3：どちらともいえない」「4：そう思う」

「5：とてもそう思う」

とした。

#### 【手続き】

実験参加者は、最初に「依頼事項・禁止事項に関する質問」に回答する。実験参加者の半数は依頼事項20種類に対して回答し、残りの半数は禁止事項20種類に対して回答する。1つ1つの依頼事項（あるいは禁止事項）について6つの質問項目（「義務性」「正当性」「公共の利益」「主催者の利益」「来場者の利益」「来場者のコスト」）を続けて5段階評定する。1つの依頼事項（あるいは禁止事項）についての6つの質問項目の回答が完了した後、次の依頼事項（あるいは禁止事項）の回答に進む。依頼事項（あるいは禁止事項）20種類はランダムな順序で並べられた。

続いて、実験参加者は「依頼表現・禁止表現に関する質問」に回答する。「依頼事項・禁止事項に関する質問」で依頼事項20種類について回答した者には今回は禁止表現20種類が、禁止事項20種類について回答した者には今回は依頼表現20種類が割り当てられる。それぞれの依頼事項（あるいは禁止事項）に対する5種類の表現を次のような順序で続けて回答する。

- ・依頼事項「所定の喫煙所にて喫煙すること」（例）を告げる依頼表現に関する質問項目：

Q：次の言い方は不自然である

所定の喫煙所にて喫煙してください。

所定の喫煙所にて喫煙するようご配慮ください。

所定の喫煙所にて喫煙していただきます。

所定の喫煙所にて喫煙しましょう。

所定の喫煙所にて喫煙するようお願ひいたします。

Q：次の言い方は来場者に対して失礼である

（同上の5文）

Q：次の言い方は来場者に威圧感を与える

（同上の5文）

1つの依頼事項（あるいは禁止事項）に対してこれら一連の回答が全て完了した後、次の依頼事項（あるいは禁止事項）の回答に進む。依頼事項（あるいは禁止事項）20種類はランダムな順序で並べられた。

### 3. 結果

#### 【「依頼事項・禁止事項の属性」と「それぞれの表現の不自然さ・失礼さ・威圧感」との相関】

「依頼事項・禁止事項に関する質問」の回答から得られた依頼事項・禁止事項の持つ6種類の属性（「義務性」「正当性」「公共の利益」「主催者の利益」「来場者の利益」「来場者のコスト」）の値と、「依頼表現・禁止表現に関する質問」の回答から得られたそれぞれの表現の3種類の評価値（「不自然さ」「失礼さ」「威圧感」）との間の相関を本研究における分析の主な対象とした。

まず、「依頼事項・禁止事項に関する質問」の回答から、依頼事項20種類・禁止事項20種類のそれぞれに対する6種類の属性（「義務性」「正当性」「公共の利益」「主催者の利益」「来場者の利益」「来場者のコスト」）の評定平均値を各々求めて、相関分析のための一方の変数として扱った。

他方、「依頼表現・禁止表現に関する質問」の回答から、依頼事項・禁止事項のそれぞれに対して5種類の文末表現を付加した依頼表現・禁止表現の「不自然さ」「失礼さ」「威圧感」の評定平均値を各々求めた。すなわち、依頼事項20種類のそれぞれに対して5種類の文末表現（ください・ご配慮ください・いただきます・しましょう・お願いします）×3種類の評定項目（「不自然さ」「失礼さ」「威圧感」）=15種類の評定平均値を求めた。同様に、禁止事項20種類のそれぞれに対しても5種類の文末表現（禁止します・お断りします・できません・おやめください・ご遠慮ください）×3種類の評定基準（「不自然さ」「失礼さ」「威圧感」）=15種類の評定平均値を求めた。そして、それらを相関分析のためのもう一方の変数として扱った。

これら2つの変数間、すなわち、「依頼事項・禁止事項が持つ属性」と「それぞれの依頼表現・禁止表現の不自然さ・失礼さ・威圧感」との間の相関係数を算出した。それらの相関係数をまとめたものをTable 1およびTable 2に示す。

#### 【依頼表現の評価に関する属性】

Table1に示した「依頼事項が持つ属性」と「それぞれの依頼表現の不自然さ・失礼さ・威圧感」との間の相関係数の中で1%水準および5%水準における有意性が認められたもののみに着目すると、それぞれの依頼表現の評価には依頼事項が持つ属性が以下のように関与していることが読み取れる。

#### 「ください」「ご配慮ください」

「ください」「ご配慮ください」という表現の評価にはいずれも「公共の利益」の有意な関与が認められた。すなわち、他者にもたらされる利益が大きな依頼であるほど、「ください」「ご配慮ください」という表現が

自然であると評価された。また、「ご配慮ください」については、他者にもたらされる利益が大きな依頼であるほど自然であったことに加えて、威圧感も少ないと評価された。

上述の「公共の利益」の関与に加えて、「ご配慮ください」には「義務性」「正当性」「主催者の利益」の有意な関与も認められた。すなわち、より義務的であり、より正当な依頼であるほど「ご配慮ください」という表現はより自然であり威圧感が少ないと評価された。また、主催者にもたらされる利益が大きな依頼であるほど「ご配慮ください」という表現は威圧感が少ないと評価された。

#### 「いただきます」「しましょう」

「いただきます」「しましょう」という表現の評価にはいずれも「来場者のコスト」「来場者の利益」の有意な関与が認められた。

来場者にかかるコストが大きな依頼であるほど、また、来場者にもたらされる利益が小さな依頼であるほど、「いただきます」という表現が自然であると評価された。

逆に、来場者にかかるコストが小さな依頼であるほど、また、来場者にもたらされる利益が大きな依頼であるほど、「しましょう」という表現が自然であると評価された。「しましょう」は、それに加えて、来場者にかかるコストが小さな依頼であるほど威圧感が少ないと評価され、来場者にもたらされる利益が大きな依頼であるほど失礼さが少ないと評価された。

#### 「お願いします」

「お願いします」という表現の評価には、本実験で対象とした6種類の属性のいずれの関与も有意には認められなかった。

#### 【禁止表現の評価に関する属性】

Table2に示した「禁止事項が持つ属性」と「それぞれの禁止表現の不自然さ・失礼さ・威圧感」との間の相関係数の中で1%水準および5%水準における有意性が認められたもののみに着目すると、それぞれの禁止表現の評価には禁止事項が持つ属性が以下のように関与していることが読み取れる。

#### 「禁止します」「お断りします」「できません」

「禁止します」「お断りします」「できません」という表現の評価にはいずれも「義務性」「正当性」の有意な関与が認められた。すなわち、より義務的な禁止事項であるほど、「禁止します」は自然で失礼さが少ないと評価され、「お断りします」は失礼さと威圧感が少ないと評価され、「できません」は威圧感が少ないと評価された。また、より正当な禁止事項であるほど、「禁止します」は自然で失礼さと威圧感が少ないと評価され、「お断りします」は失礼さと威圧感が少ないと評価され、「できません」は威圧感が少ないと評価された。

Table1：依頼事項が持つ属性と依頼表現の不自然さ・失礼さ・威圧感との相関（相関係数：r）

	義務性	正当性	公共の利益	主催者の利益	来場者の利益	来場者のコスト
不自然	ください	-0.40	-0.47 *	-0.32	-0.02	0.05
	ご配慮ください	-0.48 *	-0.50 *	-0.55 *	-0.42	0.08
	いただきます	-0.28	-0.42	-0.06	-0.35	0.59 **
	しましょう	-0.01	0.04	-0.30	0.05	-0.51 *
	お願いします	-0.35	-0.36	-0.31	-0.33	-0.10
失礼	ください	-0.21	-0.18	-0.21	-0.13	-0.29
	ご配慮ください	-0.35	-0.36	-0.33	-0.24	-0.25
	いただきます	-0.16	-0.29	0.05	-0.15	0.24
	しましょう	-0.06	-0.03	-0.16	0.07	-0.45 *
威圧感	お願いします	-0.31	-0.18	-0.13	0.03	-0.39
	ください	0.11	0.10	0.02	0.08	-0.18
	ご配慮ください	-0.62 **	-0.57 **	-0.70 **	-0.46 *	0.23
	いただきます	-0.17	-0.26	0.09	-0.15	0.11
	しましょう	0.08	0.08	-0.19	0.15	-0.42
	お願いします	-0.25	-0.24	-0.44	-0.11	0.16

\*\* p &lt; .01, \* p &lt; .05

Table2：禁止事項が持つ属性と禁止表現の不自然さ・失礼さ・威圧感との相関（相関係数：r）

	義務性	正当性	公共の利益	主催者の利益	来場者の利益	来場者のコスト
不自然	禁止します	-0.49 *	-0.51 *	-0.11	-0.23	-0.22
	お断りします	-0.25	-0.21	-0.19	0.01	-0.10
	できません	-0.04	0.04	-0.06	0.13	-0.11
	おやめください	0.36	0.20	0.08	0.20	0.59 **
	ご遠慮ください	0.54 *	0.44	0.26	0.42	0.58 **
失礼	禁止します	-0.56 **	-0.54 *	-0.12	-0.28	-0.27
	お断りします	-0.75 **	-0.61 **	-0.42	-0.42	-0.34
	できません	-0.42	-0.24	0.01	-0.13	0.00
	おやめください	-0.03	0.05	-0.06	0.04	0.06
	ご遠慮ください	0.08	0.12	0.13	0.02	-0.25
威圧感	禁止します	-0.44	-0.49 *	-0.03	-0.37	-0.28
	お断りします	-0.50 *	-0.47 *	-0.16	-0.41	0.01
	できません	-0.49 *	-0.53 *	0.09	-0.54 *	0.10
	おやめください	0.31	0.31	-0.06	0.56 **	0.07
	ご遠慮ください	0.35	0.29	-0.06	0.18	-0.05

\*\* p &lt; .01, \* p &lt; .05

評価された。

それに加えて、「できません」の評価には「主催者の利益」の有意な関与も認められた。すなわち、主催者にもたらされる利益が大きな禁止事項であるほど「できません」は威圧感が少ないと評価された。

「おやめください」「ご遠慮ください」

「おやめください」「ご遠慮ください」という表現の評価にはいずれも「来場者の利益」の有意な関与が認められた。すなわち、来場者にもたらされる利益が小さな禁止事項であるほど、「おやめください」「ご遠慮ください」という表現が自然であると評価された。

それに加えて、「おやめください」の評価には「来場者のコスト」の関与も認められた。すなわち、来場

者にかかるコストが大きな禁止事項であるほど「おやめください」は威圧感が少ないと評価された。

#### 4. 考察

##### 【依頼表現の評価に関与する属性】

依頼という行為がなされるための前提となる状況の一つとして、「もし依頼がなされなければその行為が自発的に遂行される可能性は低い」という状況が考えられる。では「行為が自発的に遂行される可能性は低い」状況とは、どのような状況であろうか。一般的に言って、ある特定の行為が行為者自身にもたらす利益が小さければ小さいほど、その行為を遂行しようとする

る内的動機は小さくなると考えられ、よって、行為が自発的に遂行される可能性も低いと考えられる。同様に、行為を遂行するためのコストが大きければ大きいほど、その行為を遂行しようとする内的動機は小さくなると考えられ、行為が自発的に遂行される可能性も低いと考えられる。

本研究では、「ください」「ご配慮ください」という表現の評価には「来場者の利益」「来場者のコスト」といった来場者自身の損得に関わる属性の有意な関与は認められなかった。このことは、依頼が発話される際に、その文末表現として「ください」「ご配慮ください」を用いることの評価には、行為者自身の内的動機の大小は関わっていないことを示唆する。

依頼という行為がなされるための前提となる状況として、「行為が自発的に遂行される可能性」とは独立にもう一つ考えられるのは、「その行為は遂行されるべきである」という外的な圧力の存在である。他者に大きな利益をもたらす行為、あるいは、法的に義務付けられている行為、等は、行為者自身の内的動機の大小に関わらず、「その行為は遂行されるべきである」という外的な圧力の大きい行為であると考えられる。

本研究で「ください」「ご配慮ください」という表現の評価に有意に関与していたのは、「公共の利益」「主催者の利益」「義務性」「正当性」といった、いずれも行為者自身の内的動機ではなく外的な圧力に相当すると考えられるものであった。

これらのことから、依頼を表す日本語の文末表現の中には「ください」「ご配慮ください」のように依頼事項の持つ外的な圧力の大きさによって、その使用の是非が決まる表現群が存在することが示唆された。

それらとは逆に、「いただきます」「しましょう」という表現の評価には「公共の利益」「主催者の利益」「義務性」「正当性」といった外的な圧力に相当すると考えられる属性の有意な関与は認められなかった。このことは、依頼が発話される際に、その文末表現として「いただきます」「しましょう」を用いることの是非には、外的な圧力の大小は関わっていないことを示唆する。

代わりに「いただきます」「しましょう」という表現の評価に有意に関与していたのは、「来場者の利益」「来場者のコスト」といった、いずれも行為者自身の内的動機に関わる属性であった。すなわち、来場者に大きな利益をもたらす依頼であるほど「しましょう」がより自然となり、「いただきます」がより不自然になるという関係が認められた。同様に、来場者に大きなコストをもたらす依頼であるほど「いただきます」がより自然となり、「しましょう」がより不自然になるという関係も認められた。

これらのことから、依頼を表す日本語の文末表現の中には、外的な圧力の大きさによって使用の是非が決まる表現群とは別に、「いただきます」「しましょう」

のように依頼事項の持つ内的動機の大きさによって使用の是非が決まる表現群が存在することが示唆された。

「お願いします」という表現は、どの属性とも相関が認められなかった。「お願いします」は、総評定平均値が不自然さ（1.33）・失礼さ（1.23）・威圧感（1.32）のすべてにおいて他の表現と比べて最も低い値であったことから、依頼事項の属性には影響されず、あらゆる依頼において使用することが可能、いわば中立的な表現であると判断されたことが考えられる。

#### 【禁止表現の評価と相関する属性】

依頼表現「ください」「ご配慮ください」において認められたのと同様の傾向として、「禁止します」「お断りします」「できません」という表現の評価には「義務性」「正当性」「主催者の利益」といった外的な圧力に相当すると考えられる属性の有意な関与が散見された。

一方、「おやめください」「ご遠慮ください」という表現の評価には「来場者の利益」「来場者のコスト」といった行為者自身の内的動機に関わると考えられる属性の有意な関与が散見された。

これらのことから、依頼表現と同様に、禁止を表す日本語の文末表現の中にも、外的な圧力の大きさによってその使用の是非が決まる表現群と、内的動機の大きさによって使用の是非が決まる表現群がそれぞれ独立に存在する可能性が示唆された。

## 5. まとめ

本研究では、日本語の依頼表現および禁止表現は、いずれも、依頼・禁止の前提となる外的な圧力の大きさによってその使用の是非が決まる表現群と、依頼・禁止の前提となる内的動機の大きさによってその使用の是非が決まる表現群の2種類に大別されることが示唆された。

以上のように、本研究では、依頼表現・禁止表現の選択に影響を与える文脈の一端を明らかにすることができたが、今後も、日本語コミュニケーション教育における基礎研究として、文脈と表現との間の関係を詳細に明らかにするためのさらなる研究が必要となるであろう。

#### 引用文献

- 岡本真一郎 依頼表現の使い分けの規定因 愛知学院大学文学部紀要 18, 7-14, 1988  
岡本真一郎 要求と勧めの表現 愛知学院大学文学部紀要 20, 45-55, 1990

#### Appendix

- 本研究で用いられた依頼事項（20種類）  
・水分補給をしっかりすること

- ・事故・事件・傷害等を起こした場合、当事者間で問題解決をすること
- ・所定の喫煙所にて喫煙をすること
- ・子どもから常に目を離さないようにすること
- ・ローラーシューズを着用の場合、ローラー部分を取り外す、または格納すること
- ・非常口、避難路、消火設備などを確かめること
- ・会場内で怪我をした場合、各自最寄りの病院で治療すること
- ・車で来る人は、駐車券を買うこと
- ・落し物を発見した場合に、総合案内所まで持っていくこと
- ・ベビーカーから離れる際は、必ず貴重品や私物を持っていくこと
- ・手荷物は来場者自身の責任において管理すること
- ・履きやすい靴で来ること
- ・ゴミは必ず分別の上、ゴミ箱に捨てること
- ・防寒・雨具を用意すること
- ・入場する全員で列に並ぶこと
- ・公共の交通機関を利用すること
- ・無理をして運転せずに休憩をとること
- ・手荷物がある場合、1000円のクローケーを使うこと
- ・7歳未満の子どもには必ず16歳以上の方が同伴すること
- ・ごみは各自で持ち帰ること

- ・ショーの間は座席から立ち上がらないこと
- ・違法駐車や路上駐車をしないこと
- ・会場や会場周辺の施設や設備、自然植物を傷つける行為をしないこと
- ・喫煙所以外で喫煙しないこと
- ・パーク内では走らないこと

(2020年9月8日受理)

#### 本研究で用いられた禁止事項（20種類）

- ・出演アーティストの撮影、録音、録画等をしないこと
- ・会場内で、ローラーシューズを利用しないこと
- ・モッシュ、ダイブ等の行為をしないこと
- ・アトラクションへの食べ物、飲み物の持ち込みをしないこと
- ・パレードやショーなどの場所取り行為をしないこと
- ・合法・違法問わらず薬物の使用・持ち込みをしないこと
- ・チケットの転売、オークション等への出品をしないこと
- ・車を運転する人と未成年は飲酒しないこと
- ・ステージに物を投げる、ステージ上に上がる、水を撒くなどの行為をしないこと
- ・アトラクションやショーなどを列で待つ際、列への合流をしないこと
- ・会場内の自撮り棒、一脚、三脚などの持ち込み、使用はしないこと
- ・ヒールのある靴やサンダル等で来場しないこと
- ・会場内で傘、日傘を使用しないこと
- ・パーク内に生息している野鳥に、エサを与えたまま直接手を触れたりしないこと
- ・ステージ前へ小さな子どもを連れて行かないこと